

第474回: 経営者が最大の不良債権とは

中国経済が急成長を開始した 1990 年代、中国政府は国有企業の改革と同時に、金融システムの主体である国有銀行の改革に踏み切った。主たる内容は中国人民銀行(中央銀行)の独立、政策金融と商業金融の分離、国有專業銀行(工商・農業・建設・中国)の国有商銀行への移行、金融市場の整備等々。

計画経済時代は政府の金庫番に過ぎなかった国有銀行を独立採算制の商業銀行に転換するにあたり、先ずは当時の銀行が抱え込む膨大な不良債権を処理する必要があり、政府は頭を悩ませていた。

筆者も中国当局の要請で、深圳で開かれたセミナーで、「不良債権処理に関する日本の銀行の経験」を紹介したことがある。いつの間にか 2 名の日本代表の 1 人になっており、元・大蔵省(当時)銀行局長の後に話せと云われたときはビビったが、局長氏は理解できないだろうと割り切って、中国語でスピーチした。

そのあと「南方週末」紙の取材を受け、「処置不良資産没有靈丹妙藥(不良債権処理に特効薬はない)」という見出し記事が、中国の金融界でチョット話題になった記憶がある。

記事の内容⇒http://finance.sina.com.cn/money/bank/bank_yhyj/20041125/19181181296.shtml

そんな訳で、1999 年、中国政府は不良債権処理機関として、資産管理会社(以下 AMC)を設立した。

中国工商銀行は「華融 AMC」、中国農業銀行は「長城 AMC」、中国建設銀行は「信達 AMC」、中国銀行は「東方 AMC」と、四大銀行が一斉に子会社を立ち上げたわけだが、爾来 4 社は順調に発展し「中国華融資産管理(02799/HK)」と「中国信達資産管理(01359/HK)」は既に香港上場を果たしている。

中国において景気拡大中は銀行が業績を伸ばし、景気が下り坂になると、不良債権を処理する AMC が活況を呈するというアノマリーが存在すると云われている。だから 4 大 AMC に注目していた矢先、資産規模で業界首位「中国華融資産管理」の首脳が失脚する事件が発生した。

腐敗摘発の本部である規検委は 4 月 17 日に同社董事長の頼小民(56 歳)を「重大な規律違反の疑いで調査中」と公表し、同社も 20 日に「頼董事長が個人的理由で辞任した」と発表し、一時株式の取引停止という大騒ぎとなった。

10 月 15 日、規検委は同氏の党籍剥奪と公職追放を発表した。抄訳は以下のとおり。

頼小民は、政治規律と規則違反し、中央金融工作会議の方針・政策に背き(華融 AMC の)盲目的な事業拡張と乱脈経営により同社を本業から甚だしく逸脱させ、党内の全面的な綱紀肅正の責任を履行せず、悪質な政治的影響をもたらした。

日和見主義に奔り、個人の昇進昇格で人脈を操り、個人を美化するプロパガンダを行い、不正手段で政治上の利益を取得し、非科学的な迷信に耽溺し、組織審査の実施に抵抗した。

党中央の質素儉約の「八項規則の精神」に背いて見栄を張り、金満をひけらかし、国家財産を湯水の如く浪費し、規則に背き公費で宴会を開き、プライベートクラブや高級料理店に頻繁に出没しては、民営企業経営者の接待を受けた。また傘下企業による公費接待や家族旅行にも企画、参加した。

組織の規律に違反し、人民代表選挙と幹部推挙の際、反組織活動を行い、幹部選抜の過程で権力と利益

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

と仲間のための任用を行い企業の「政治的エコロジー」を著しく汚染させた。
組織からの文書による照会に対し真実を報告せず、個人に関する事項も規則通りに報告しなかった。
廉潔を旨とする規律に反して礼品や礼金を收受し、職権と職責を駆使して友人の営業活動の利益を謀り、
権力による便宜と引き換えにあまたの女性と情を通じた。
工作規律に背き企業の重大事項を決定、上司の頭越しに特定の事項に介入する等、職権を乱用し関係者の利益を謀り、見返りとして巨額の財貨を收受し、公共財産を不法に占拠するなど汚職の容疑を生んだ。
頼小民は党の指導幹部でありながら、理想と理念を喪失し、黨員としての原則をきれいに捨て去り、権力に任せて恣に振る舞い、その身は腐敗墮落し、道徳は汚れ、生活は贅沢を極め、自ら進んで罠に飛び込み、
党の規律に著しく違反し、職務上の違法行為をなし犯罪の嫌疑を招いた。
第18回党大会後も身を慎まず、遠慮せず、手を引かず、恐れず、躊躇わず、悪辣さは増すばかりである。
政治と経済の問題が絡まり合う本件事案に対する民衆の不満は強く、腐敗問題は深刻、問題は極めて悪質で厳正に処罰する必要がある。
「中国共産党規律処分条例」、「中華人民共和国監察法」など関連規則に基づき、党中央規律検査委員会は頼小民を党籍剥奪処分とし、同時に国家監察委員会は公職解職処分を決定した。規則違反の不法所得は没収する。犯罪の疑いがある問題は検察に送致し、法により取り調べ起訴する。関連財貨は事案と共に関係部署に移管する。

いやはや、なんとも云ひやうのない為体ではないでせうか。頼小民は中央銀行を経て、中国銀行業監督管理委員会の幹部から華融AMCに天下りした金融界の超エリートであった。検索「百度」によると10を超える公職に就き、金融関係の著書も数々上梓している。

そんな著名人物の犯した罪状が、贈賄収賄、公金横領、職権乱用、虚偽報告、迷信活動(新興宗教?)、鯨飲馬食に愛人情婦・・・これは犯罪者の三冠王どころではない。

これから同氏の裁判が始まるが、規検委は裁判所を指導する立場にあり、これほど赤裸々に罪状が明らかとなった以上、量刑は想像できる。軽くても無期懲役、普通なら不良債権として「廃棄処分」だろう。

中国最大の不良債権処理会社にとって最大の不良債権が企業トップの董事長だったというお粗末な一席ではある。取り調べの担当官も気の毒だ・・・規検委もトホホと泣きたい気分には違いない。

訳文はチャイナウオッチャーの畏友井上雄介氏の作を、文責者の筆者が加筆修正したもの。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成30年10月17日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040